二　青少年の雇用の促進等に関する法律第一一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正関係

青少年の雇用の促進等に関する法律第一一条の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに、職業安定法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定を追加することとした。（第五条関係）

三　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七七号）

（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定について、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることに伴い、標準報酬総額の算定方法に関する規定の整備を行うこととした。（第一七条の二関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定について、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることに伴い、標準報酬総額の算定方法に関する規定の整備を行うこととした。（第一七条の二関係）

三　健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

平成二九年度の老人保健拠出金に係る規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条及び第二三条関係）

四　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定について、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることに伴い、国民健康保険組合に対する国庫補助に関して、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

2　被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定について、平成二九年度及び平成三〇年度においては二分の一を、平成三一年度においては四分の三を標準報酬総額に応じたものとする特例が設けられていることに伴い、平成二九年度から平成三一年度までの各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助に関して特例を設けることとした。（附則第一三条及び第一五条～第一八条関係）

五　この政令は、平成二九年七月一日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（外務省）

1　貨物検査等の対象となる北朝鮮特定貨物に、非破壊検査装置等を追加することとした。（別表一の項及び別表四～九の項関係）

2　この政令は、公布の日から起算して一五日を経過した日から施行することとした。

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項及び第三項を削る。

附　則

この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改める。

第十二条の見出し中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の下に「、輸出促進審議官」を加え、同条第一項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」の下に「、輸出促進審議官一人」を加え、「八人」を「七人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　輸出促進審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要事項のうち農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二

内閣総理大臣　安倍　晋三